

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十九号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を「第三章の二 第四章 児童

一時保護委託者の登録等に関する基準（第四百四十八条の三―第四百四十八条の二十七）福祉施設の設備及び運営に関する基準
に改める。」

第一条の三十六中「この条、第九十一条の二、第四百四十八条の二及び第二百六十五条において」を削り、「第九十一条の二第一項、第四百四十八条の二第一項及び第二百六十五条において」を「以下」に改める。
第四十六条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十六条 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第四十六条に規定する基準の例によることとする。

第五十四条の五中「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは、「第五十四条の五において準用する省令第四十六条」とを加える。

第五十八条中「第三十三条」の下に「、第四十六条」を加える。

第七十七条中「第四十五条まで、第四十七条から」を削り、「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十六条」と」を加える。

第七十七条の二中「第四十五条まで、第四十七条から」を削り、「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十六条」と」を加える。

第八十条の九中「第四十五条まで、第四十七条から」を削り、「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十六条」と」を加える。

第八十八条中「第四十五条まで、第四十七条から」を削り、「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十九条において準用

する省令第四十六条」と」を加える。

第三百三十四条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第三百三十四条 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第四十三条に規定する基準の例によることとする。

第四百四十八条中「省令第四十二条」との下に「、第三百三十四条中「第四十三条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十三条」と」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 一時保護委託者の登録等に関する基準

（定義）

第四百四十八条の三 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び一時保護委託者の登録等に関する基準（令和八年内閣府令第十六号。以下この章において「府令」という。）において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第四百四十八条の四 この条例で定める基準（次項において「最低基準」という。）

は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（登録一時保護委託者の一般原則）

第四百四十八条の五 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

4 登録一時保護委託者は、入所している児童の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

（児童の権利の制限）

第四百四十八条の六 児童の権利の制限に係る基準は、府令第四条に規定する基準の例によることとする。

（児童の行動の制限）

第四百四十八条の七 児童の行動の制限に係る基準は、府令第五条に規定する基準の例によることとする。

（虐待等の禁止）

第四百八条の八 虐待等の禁止に係る基準は、府令第六条に規定する基準の例によることとする。

（児童対象性暴力等の防止）

第四百八条の九 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、府令第七条に規定する基準の例によることとする。

（非常災害対策）

第四百八条の十 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する中断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回、これを行う体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第四百八条の十一 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、府令第九条に規定する基準の例によることとする。

（児童の権利擁護）

第四百八条の十二 児童の権利擁護に係る基準は、府令第十条に規定する基準の例によることとする。

（児童の所持品等）

第四百八条の十三 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

一 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

二 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談すること。

三 第一号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長に協力するよう努めること。

四 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような

設備に保管すること。

（設備の基準）

第四百四十八条の十四 登録一時保護委託施設の設備の基準は、府令第十二条（同条第五号を除く。）に規定する基準の例によることとする。

2 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童又はおおむね六歳以下の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）

第四百四十八条の十五 登録一時保護委託者における職員の一般的要件に係る基準は、府令第十三条に規定する基準の例によることとする。

（夜間の職員配置）

第四百四十八条の十六 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第四百四十八条の十七 登録一時保護委託施設に他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準は、府令第十五条に規定する基準の例によることとする。

（衛生管理等）

第四百四十八条の十八 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

二 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。

三 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならないこと。

四 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。

五 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事）

第四百四十八条の十九 食事に係る基準は、府令第十七条に規定する基準の例によることとする。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第四百四十八条の二十 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、

当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談する体制を整備しなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長に勧告しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第四百八条の二十一 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第四百八条の二十二 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等に係る基準は、府令第二十条に規定する基準の例によることとする。

（登録一時保護委託者内部の規程）

第四百八条の二十三 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する児童の支援に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

第四百八条の二十四 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第四百八条の二十五 秘密保持等に係る基準は、府令第二十三条に規定する基準の例によることとする。

（苦情への対応）

第四百八条の二十六 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるため

の窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第四百四十八条の二十七 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

第六百六十条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第六百六十条の三 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第九条の五に規定する基準の例によることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条、第五十四条の五、第五十八条、第七十七条、第七十七条の二、第八十条の九、第八十八条、第三百三十四条及び第四百四十八条の改正規定並びに第六百六十条の二の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。